平成２４年（フ）第３１１号
鹿児島県鹿児島市山田町313番地１　ハイカムール山之内101号
債務者　寺**薗**　知見
１　決定年月日時　平成24年８月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第８５号
福島市森合字後口22番地の27　北森合ハイツ102、申立時の住所福島市陣場町６番14号陣場カワチビル302
債務者　菊池　知子
１　決定年月日時　平成24年８月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第８８号
福島県伊達市保原町字４丁目10番地　サンローズマンション501号、従前の住所福島県いわき市明治団地５番地の９　明治第１マンション２
債務者　大槻　泰彦
１　決定年月日時　平成24年８月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第８９号
福島市岡部字大下47番地の１　ハザマハイツ12－Ｂ
債務者　渡邉　文雄
１　決定年月日時　平成24年８月21日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第２６４号
金沢市高尾２丁目115番地、従前の住所金沢市高尾南２丁目77番地１、従前々の住所岐阜県各務原市那加新田町１丁目77番地
債務者　杉本　里美（旧姓波多野）
１　決定年月日時　平成24年８月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２７２号
金沢市高畠１丁目373番地　朝倉ハイツ203号、従前の住所金沢市尾山町４番28号
債務者　立崎加代子
１　決定年月日時　平成24年８月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２７３号
金沢市駅西新町３丁目５番30号　セジュールアプローズ201号
債務者　川口　昭子（旧姓岡部）
１　決定年月日時　平成24年８月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２３７号
山梨県甲府市国母８―20―７　ユートピア国母Ｂ－Ｂ、住民票上の住所山梨県甲州市塩山下粟生野1594番地
債務者　古屋　　伸
１　決定年月日時　平成24年８月20日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２３８号
山梨県韮崎市若宮２丁目４番10号
債務者　髙添由紀子
１　決定年月日時　平成24年８月20日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２４１号
山梨県笛吹市石和町井戸18番地　横山住宅１号
債務者　川村　　誠
１　決定年月日時　平成24年８月20日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２４７号
山梨県山梨市七日市場1042番地８　広瀬アパート１号、申立時の住所山梨県山梨市七日市場1042番地１
債務者　和氣　康夫
１　決定年月日時　平成24年８月20日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２６２号
山梨県山梨市江曽原279番地
債務者　古屋　良仁
１　決定年月日時　平成24年８月20日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１３９２号
愛知県愛知郡東郷町大字春木字北野渕2353番地１　シャトー北山401号
債務者　川北　大輔
１　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３９３号
愛知県愛知郡東郷町大字春木字北野渕2353番地１　シャトー北山401号
債務者　川北　咲子
１　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４２３号
名古屋市緑区乗鞍１丁目1811番地の１　徳重団地２棟203号
債務者　船橋　恵子
１　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２６号
兵庫県伊丹市森本５丁目６番地　阪部文化10号、前住所大阪市東淀川区下新庄１丁目10番９号　鳩ヶ瀬パーク303号
債務者　濱田　明花（旧姓上村）
１　決定年月日時　平成24年８月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部